

倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免及び還付に関する規則（平成25年3月28日規則第10号）

最終改正:令和7年3月27日規則第10号

改正内容:令和7年3月27日規則第10号 [令和7年4月1日]

○倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免及び還付に関する規則

平成25年3月28日規則第10号

改正

平成29年9月15日教委規則第2号

令和2年12月21日規則第39号

令和4年3月30日規則第22号

令和7年3月27日規則第10号

倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免及び還付に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、倉吉市立学校施設使用条例（平成3年倉吉市条例第16号。以下「学校施設条例」という。）第12条、倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例（平成12年倉吉市条例第38号。以下「パークスクエア条例」という。）第24条及び倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例（昭和57年倉吉市条例第9号）第9条の規定に基づき、倉吉市立学校施設、倉吉交流プラザ、ふれあい広場、集いの広場及び多目的広場並びに倉吉博物館及び倉吉歴史民俗資料館（以下「教育委員会所管施設」という。）の使用料及び入館料（以下「使用料等」という。）の減免及び還付について、必要な事項を定める。

（使用料等の減免）

第2条 市長は、次の表の左欄に掲げる教育委員会所管施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事由に該当する場合について、同表の中欄に掲げる使用料等を減額し、又は免除することができる。

教育委員会所管施設	使用料等	減免事由
倉吉市立学校施設	使用料（屋外運動場照明施設の使用料に限る。）	1 市内の中学校が使用するとき。
	使用料	1 市長が特に必要があると認めるとき。
倉吉交流プラザ及びふれあい広場	使用料	1 市の機関が主催して事業を行うとき。 2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他これらに準ずると市長が認める者及びその介護者が利用するとき（営利の目的で使用する場合を除く。以下同じ。）。 3 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定若しくは要支援認定を受けた者及びその介護者が利用するとき（営利の目的で使用する場合を除く。以下同じ。）。 4 その他市長が特に必要があると認めるとき。
倉吉博物館 倉吉歴史民俗資料館	入館料及び使用料	1 市の機関が主催して事業を行うとき。 2 幼児、児童又は生徒の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 3 その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 教育委員会所管施設の使用料等の減免を受けようとする者は、使用料等減免申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める場合は、減免申請書の提出を省略することができる。

（使用料の還付）

第3条 市長は、学校施設条例第9条ただし書及びパークスクエア条例第13条の2（第22条において準用する場合を含む。）ただし書の規定により、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額又は割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じた場合にあっては、当該端数を切り捨てた額）の使用料を、使用者に還付することができる。

（1）使用者が、その責めに帰することができない理由により、教育委員会所管施設を使用できなくなった場合 全額

（2）使用者が、その使用の日前の期間で教育委員会所管施設（その区分施設を含む。）ごとに別に定める日までに、使用の取消しを申し出た場合で、相当の理由があると認められる場合 2分の1

（3）その他市長が特に必要があると認める場合 市長が別に定める額

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、倉吉市立学校施設使用条例施行規則等の一部を改正する等の規則(平成25年倉吉市教育委員会規則第1号)による改正前の倉吉市立学校施設使用条例施行規則(平成3年倉吉市教育委員会規則第1号)、倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則(平成13年倉吉市教育委員会規則第2号)及び倉吉市関金B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成17年倉吉市教育委員会規則第5号)の規定によりなされた使用料の減免に関する手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の日前に、倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成25年倉吉市教育委員会規則第2号)附則第2項による廃止前の倉吉博物館の管理及び運営に関する規則(昭和48年倉吉市教育委員会規則第10号)及び倉吉歴史民俗資料館の管理及び運営に関する規則(昭和57年倉吉市教育委員会規則第3号)の規定によりなされた使用料等の減免に関する手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成29年9月15日教委規則第2号)

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(令和2年12月21日規則第39号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免及び還付に関する規則の規定についての準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則(令和7年3月27日規則第10号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

使用料等減免申請書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

郵便番号

住 所

申請者 (団体にあつては、所在地)

氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり使用料等の減免を申請します。

利 用 (使 用) 施 設	
利 用 (使 用) の 目 的 (催 物 の 内 容)	
利 用 (使 用) 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
減 免 を 必 要 と す る 理 由	